

法令の解釈等

- 権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であるから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれない
- ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもあると認められる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する
- 個人情報の定義に死者に関する情報が含まれないことから、開示請求があった際は無制限にこれが開示されてしまうのかという疑問も生じ得るが、不開示情報における「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なり、死者の情報も含まれている

本市での確認

- 条例における個人情報の定義では、これを生存する個人に限っていないものの、手引では「自然人をいう」と解説している
- 遺族から死者に関する情報の開示請求があった場合は、これまでも国の答申等を参考として、当該死者に関する情報が遺族本人の情報でもあると認められる場合かどうか確認した上で、請求に対応している
- 開示すべき個人情報中に、請求者とは別の個人の情報が存在する場合も、その生死にかかわらず、原則として当該部分は不開示になる

本人開示等請求における手数料

法令の解釈等

- 「できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」（法第89条第3項）
- 開示請求の処理・開示の実施のための事務における人件費、消耗品費等の費用を含む（事務対応ガイドP254）
- 手数料を無料とし、写しの交付に要する費用を別に実費で徴収してもよい（Q&A 5-7-1, 5-7-2）

本市での検討

- 現在負担を求めている「写しの作成及び送付に要する費用」は、一般的なコピー代金や実際の郵送料金と同等である
- 法改正後においても、開示請求手続に大幅な変化はなく、実務上の負担が急に増大することは想定しづらい
- 開示請求の処理については、請求の内容によって作業時間等に大きく差が出るため、人件費等を計算して一律に請求することは困難である

案

本人開示等請求における**手数料は無料**とするが、引き続き、写しの作成等に要する費用の**実費を負担**していただく。

開示決定期限等

法令の解釈等

- 改正法は、開示決定等の期限及び延長可能期間（以下「開示決定期限等」という。）をそれぞれ30日以内としているが、条例において、これらを30日より短い日数にしてもよい（Q&A 5-6-1）
- 決定期限の延長が認められる理由としては、①請求された保有個人情報の量、②開示・不開示の審査の難度、③他の業務の繁忙、勤務日等の状況などがある（事務対応ガイド P228）

本市での検討

- 確かに、請求の内容によっては、当該部署の本来業務に一定程度の影響を及ぼす作業量となる場合もある
- しかし、開示決定期限等を改正法に合わせて30日とすると、これまでの倍以上の期間となり、市民にとって相対的に不便な制度となる
- また、改正法は現行の条例と同様に期限の特例を認めており、原則的な決定期限をあえて長期化する必要性は低い

案

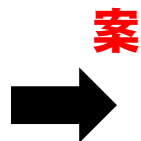
開示決定の期限は、**14日以内**とする。
延長する場合の期限も、当初の期限から**14日以内**に限るものとする。

法令の解釈等

- 請求書の記載事項に必要な事項を追加してもよい（ガイドライン P61）
- また、政令において、希望する開示方法や日付に関する事項を記載できる旨が明文化されている（政令第23条）
- ただし、その記載がないことによつて一律に開示請求ができないとする取扱いは認められない（自治体からの質問への回答）

本市での検討

- 市にとっては、開示方法等を事前に確認することで円滑に事務処理ができ、他方、請求者にとつても手続きが簡便になる
- 一方で、開示される文書の量が不明瞭な場合等は、請求者にとつて開示方法を決定しにくい場合等も想定し得る
- そこで、引き続き請求書に希望する開示方法等の記載欄を設けておくことで、その記載の判断を請求者に委ねることとする



開示請求書において市が任意的に記載を求めたい事項については、**条例で規定せず、様式中に記載欄を設けるものとする。**